

建設機械施工技術 建設技術審査証明書

建審証第1201号



技術名称：エコベストを用いた吹付け石綿の無害化処理工法(CAS工法)

(開発の趣旨)

現在、建築構造物等において大量に使用されている吹付け石綿は、構造的に微細な針状形状であるため、経年劣化や解体作業時・震災による被災時に飛散・浮遊し、人体への有害な影響が懸念される。

本工法は、吹付け石綿が施されている構造物に対して、低圧噴霧装置とエコベストを用いて含浸・固化させることにより、人体に対して安全で無害とされる形状・寸法および飛散量とし、石綿の形質を変化（以下、成形石綿と呼ぶ）させてることで多岐にわたる環境下での石綿処理作業および処理後の建築材料としての安全性を確保し、その普及を図ることを目標とする。

(開発の目標)

- (1) エコベストで含浸固化した成形石綿は、有害物質として吸入されやすい石綿繊維と石綿粉じんの発生および浮遊を基準値以下に抑えられること。
- (2) 成形石綿は、石綿が有する耐熱性能を低下させないこと。
- (3) 成形石綿は、石綿が有する性能を低下させることなく、十分な耐久性を有すること。
- (4) 従来の石綿除去工法と比較して、仮設設備と養生方法が簡素化され、施工の合理化が図られること。
また、新たな検査方法の採用により、施工品質の向上が図られること。

一般社団法人 日本建設機械施工協会 建設技術審査証明事業(建設機械施工技術)
実施要領に基づき、依頼のあった『エコベストを用いた吹付け石綿の無害化処理工法
(CAS工法)』の技術内容について下記のとおり証明する。

平成 24 年 4 月 24 日

建設技術審査証明事業実施委員会
一般社団法人 日本建設機械施工協会

会長 辻 晴



記

1. 審査証明の結果

上記の開発の趣旨・開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりであった。

- (1) エコベストで含浸固化した成形石綿は、有害物質として吸入されやすい石綿繊維と石綿粉じんの発生および浮遊を基準値以下に抑えられることが認められる。
- (2) 成形石綿は、石綿が有する耐熱性能を低下させないことが認められる。
- (3) 成形石綿は、石綿が有する性能を低下させることなく、十分な耐久性を有することが認められる。
- (4) 従来の石綿除去工法と比較して、仮設設備と養生方法が簡素化され、施工の合理化が図られることが認められる。
また、新たな検査方法の採用により、施工品質の向上が図られることが認められる。

2. 審査証明の前提

- (1) 審査証明の対象とする工法は、所定の適用条件のもとで適正な材料・機械を用いて施工されるものとする。
- (2) 審査の対象とする工法に用いる装置は、適正な品質管理のもとに製造され、必要な点検、整備を行い、正常な状態で使用されるものとする。
- (3) 審査の対象とする工法は、「CAS工法標準マニュアル」に準拠して、適正な設計・施工、機械操作および施工管理の下に実施されるものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨・開発の目標に対して設定した確認方法により確認した範囲とする。

4. 審査証明の詳細(別添)

5. 審査証明の有効期限 平成29年4月23日

6. 審査証明の依頼者 株式会社エコ・24 東京都港区新橋5丁目23番10号